

2024年2月1日

各位

証券会員制法人 札幌証券取引所

上場時価総額が5億円未満となった銘柄について

(株)北弘電社株式(コード1734)は、1月の上場時価総額が5億円未満となったため、株券上場廃止基準第2条第1項第4号(上場時価総額)に基づき、9か月(事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他本所が必要と認める事項を記載した書面を提出しなかった場合は3か月)以内に上場時価総額が5億円以上とならないときは上場廃止となりますのでお知らせいたします。

具体的には、同社が2024年4月30日までに上記書面を提出した場合には2024年2月1日から2024年10月31日までの期間において(提出しなかった場合には2024年2月1日から2024年4月30日までの期間において)、毎月の月間平均上場時価総額及び月末上場時価総額が5億円以上とならないときは上場廃止となります。

(参考)

- ・月間平均上場時価総額 464,031,579円
- ・月末上場時価総額 364,540,000円

以上

(注1) (株)北弘電社株式は、株券上場廃止基準(債務超過)に係る猶予期間にも入っておりますのでご注意ください。

(注2) (株)北弘電社は、2024年1月9日、三菱電機(株)を株式交換完全親会社とし、(株)北弘電社を株式交換完全子会社とする株式交換契約の承認に係る議案を臨時株主総会に付議することを決議しており、その旨を公表しております。